

被扶養者更新届の添付書類について

届書表面の右側【添付書類】の欄に番号が記載されている方は、下記の同番号の書類を提出してください。

① 住民票謄本

- 世帯全員が記載されている住民票です。留め具等を外すと無効になりますので、発行された状態でご提出ください。
別居されている場合は世帯ごとの住民票謄本を提出してください。
- マイナンバー(マイナンバーは省略してください。)以外は記載省略をしないでください。必要事項が記載されていない場合は、再度住民票の提出をお願いする場合があります。

② 所得証明書

- 収入額が記載されている「所得証明書」をご提出ください。非課税証明書は収入額の記載がないため不可とします。なお、収入や所得がない場合であっても、収入がないことの確認をします。必ずご提出ください。

③ 直近の、年金振込通知書の写しまたは年金振込通知書など年金額がわかる書類

- 複数の年金(例:老齢厚生+企業)を受給されている方は、それぞれの年金額がわかる書類をご提出ください。
- 添付書類欄に③と記載がある方でまだ年金を受給していない方は、余白に理由を記入してください。例:10月に申請予定、繰下げ請求のため 等

④ 今年の1月以降に収入のある方は収入額がわかる書類

- パートやアルバイトなどで収入がある方は、直近3か月分の給与明細の写しをご提出ください。
- 自営業者の方は以下の書類をご提出ください。
A 所得税の青色申告者 直近の青色申告決算書の写し、確定申告書の写し
B それ以外の方 帳簿1年分の写し、収支内訳書の写し、確定申告書の写し

⑤ 学生の方は在学証明書または学生証の写し(高校生以下の方は、この証明書の提出は必要ありません。)

- 学生の方でも、パートやアルバイトなどで収入がある場合は、直近3か月分の給与明細の写しをご提出ください。

⑥ 下記の項目に該当される方はそれぞれ添付書類が必要となります。

◆ 別居の家族がいる方(子どもが通学のための別居の場合は除く)

- 仕送り受け取り口座の送金額の記載がある通帳の写しをご提出ください。手渡しでの金銭の授受は仕送りとは認められません。

◆ 各種給付金を受給されている方

- 失業給付金、育児休業給付金、傷病手当金、出産手当金、労災給付金等を受給されている方は受給金額(日額がわかる書類)の写しをご提出ください。なお、日額3,612円以上を受給されている方は被扶養者として認められません。(児童手当、出産育児一時金につきましては、当組合への申告は必要ありません。)
- 企業年金連合会、厚生年金基金等より年金を受給されている方は、年金振込通知書の写しまたは年金振込通知書など年金額がわかる書類をご提出ください。

上記書類だけで収入の確認ができない場合は、別途追加書類の提出をお願いすることがございますが、保険診療を適正に受けていただくために必要な手続きですので、ご理解とご協力をお願いいたします。